

# ～働きやすい職場を目指して～

令和8年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業  
(厚生労働省 委託事業：受託者 全国社会保険労務士会連合会)

山形働き方改革推進支援センター

# 山形働き方改革推進支援センターについて

- ▶ 働き方改革を着実に実施し、多様で柔軟な働き方を選択できる、魅力ある職場づくりを行うことで、人材が集まる魅力ある企業になるために、情報発信を行うとともに、個々の中小企業・小規模事業者が抱える、長時間労働の縮減、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差の解消を目指す同一労働・同一賃金の実現などの働き方改革関連法の改正についての取組などについて、相談支援等の総合的な支援サービスを行うセンターです。

# 人手不足業種の課題と働き方改革

- ▶ 少子高齢化の進展により、人手不足が深刻化しており、経験不足による安全管理の課題・技術の継承・新卒者の定着・高齢者も健康で働ける職場づくりなど、対応が急がれる課題が山積している。
- ▶ このような中、令和6年4月1日から、これまで適用が猶予されてきた「時間外労働の上限規制」が、建設の業務・自動車運転の業務にも適用され、労務管理の重要性が増している。
- ▶ また、働き方改革においては、同一労働・同一賃金の実現も求められるており、特に非正規雇用労働者の処遇の改善に苦慮している業界においては、賃金面だけではない労務管理の見直しからの処遇改善の取組の必要性が出てきている。
- ▶ さらに、最低賃金の引き上げが続いており、今後もさらに引き上げが見込まれるところ。助成金の活用なども視野に入れた対応が必要となってきた。

# 山形働き方改革推進支援センターの事業について

## ▶ セミナーの開催

### (1) 開催方式

- ・ 対面・集合形式 当センター主催又は事業主団体指定の会場にて
- ・ オンライン 当センターからZOOMによる配信
- ・ ワークショップ形式 事業主団体指定の会場・当センター研修室 他

### (2) テーマ（例）

- ・ 育児・介護休業の法改正
- ・ 労働時間の適正管理の実務
- ・ 同一労働・同一賃金の実務対応
- ・ 労務管理の基礎知識
- ・ 36協定の新様式の作成と留意点
- ・ 労務相談事例から
- ・ 生産性の向上に向けてー助成金活用術
- ・ 兼業・副業について
- ・ 定年後の働き方、高齢者の処遇について
- ・ ハラスメント対策

# 山形働き方改革推進支援センターの事業について

## ▶ 相談会の開催

### (1) 開催方式

#### ・ 個別開催

事業主団体等の相談室（相談ブース）にて、予約制で開催

各エリア・業界の実情を理解している地域の社労士を相談員として派遣

#### ・ センター相談室にて開催 随時対応可能

山形働き方改革推進支援センター（山交ビル 4階）にて予約制で開催

センター常駐の社会保険労務士が相談対応

### (2) 相談内容

#### ・ 事業所様の課題に応じて

# 山形働き方改革推進支援センターの事業について

## ▶ 訪問コンサルティング

### (1) 実施方法

- ・お申込みは、直接山形働き方改革推進支援センターへ
  - ➡日程調整のご連絡・調整
  - ➡訪問実施
- ・必要に応じて、1回あたり1～2時間程度、原則3回支援可能

### (2) 内容（例）

- ・就業規則の見直し、36協定の作成、労働条件通知書について
- ・ハラスメント対策について（社内研修の講師派遣も可）
- ・育児・介護休業の法改正のポイント
- ・最低賃金引上げに係る助成金の申請・手続きについて
- ・その他 事業所様の課題に応じて

# 山形働き方改革推進支援センター

- ▶ 所在地 山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル4階
- ▶ フリーダイヤル 0800-800-3552
- ▶ メールアドレス [yamagata@workstylereform.net](mailto:yamagata@workstylereform.net)
- ▶ ホームページ (厚生労働省内 働き方改革特設サイトから)  
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/yamagata/>
  
- ▶ ご利用は講師・相談員の派遣経費、資料等  
すべて無料となっております。

こちらからもご覧いただけます





## 中小企業・小規模事業者の皆さまへ こんなお悩みありませんか？



- 「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)
- 残業を減らしたい。
- いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。
- 就業規則を見直したい。
- 36協定の作り方を知りたい。
- 働き方の選択肢を増やしたい。
  - ・多様な正社員制度
  - ・選択的週休3日制
  - ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です



## ＼ぜひ／ 働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

### コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

### 個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

### セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

### 山形働き方改革推進支援センター

〒990-0039 山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階

受付時間 平日 9:00~17:00

TEL 0800-800-3552 FAX 023-664-1114

MAIL yamagata@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/yamagata/>

山形働き方改革推進支援センター 検索



令和8年度 厚生労働省委託事業  
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業  
受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版